

# 第 14 回岡山県しんきん合同ビジネス交流会 出展規約

## ■ 出展資格

- ・原則、信用金庫、(株)日本政策金融公庫、(公財)岡山県産業振興財団のいずれかでお取引いただいていることが出展の条件となります。
- ・出展者は反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がない方に限ります。また、出展者は、主催者の定めるビジネス交流会開催主旨に沿う製品、技術、サービス、システムを提供する事業者、その他の事業体に限定され、主催者は製品などが展示に適するか、否かを決定する権利を有します。

## ■ 出展料

ブース形態	出 展 料	特 記 事 項
基本ブース	20,000 円(約 5 ㎡)	標準設備:テーブル 1 本、イス 4 脚、標準コンセント 2 口(200 ワットまで)
複数ブース	20,000 円×使用ブース数	標準設備×使用ブース数
屋外展示ブース	20,000 円(約 10 ㎡)	テント付き。屋外展示ブース単独での利用はできません。

## ■ 設備使用料

設 備 種 類		使用料金	特 記 事 項
電 源	電力 200 ワット超～2,000 ワット未満	3,000 円	設備の使用は事前のお申込みが必要です。
	電力 2,000 ワット以上、その他特殊電源の使用	別途相談	
	電圧 200 ボルト電源の使用	5,000 円	
有線 LAN の使用	10,000 円		

## ■ 出展料などの請求と支払い

主催者による出展申込承認後、出展者に出品料を請求します。出展者は別途指定する期日までに支払いするものとします。なお、期日までにお支払いいただけない場合は、出展を取り消しさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ■ 出展のキャンセル

出展申込後、やむをえない事情でキャンセルされる場合は、以下のキャンセル料をお支払いいただきます。

キャンセルの申出を受けた日	キャンセル料
申込書提出後 ～ 2018 年 5 月 31 日	不要
2018 年 6 月 1 日 ～ 2018 年 7 月 31 日	出展料の 50%
2018 年 8 月 1 日以降	出展料の全額

## ■ ブース位置の決定と転貸などの禁止

ブース位置は、出展内容、ブース形状、出展者数、会場の構成などを考慮して主催者が決定します。また、出展者は主催者の承諾なしに、契約ブースの全部または一部を転貸、交換あるいは、譲渡することは出来ないものとします。

## ■ 会場内の行為の制限

- ・出展者は、展示会場に適用される防火および安全に関するすべての規則、法規を遵守しなければなりません。
- ・出展者は、通路や本展示場外など自社スペースならびに指定された展示スペース以外での展示・広告をおこなうことは出来ません。
- ・特定の企業・団体・個人・他の出展者あるいは出展物に対する非難・攻撃、妨害行為、来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたす恐れのある展示や行為であると主催者が判断した場合、出展者は主催者の要求に従い、その展示もしくは行為を中止しなければなりません。この場合、主催者は当該出展者に対し展示費用や出展料の補償などいかなる返金またはその他展示費用負担などの責を負わないものとします。
- ・会場内での裸火の使用は禁止とします。
- ・展示会場内での物品販売は、主催者が認めたもの以外一切禁止とします。
- ・展示会場内でのアルコール類の提供は禁止とします。

## ■ 会場管理と免責

主催者は、会場の管理・保全について事故防止に細心の注意を払いますが、出展物および資材などに生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示ブースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失または損害について一切の責任を負わないものとします。

## ■ 会場内の写真撮影と肖像権について

会場内の様子を撮影し、本交流会のホームページなどに掲載する場合がございます。なお写真の肖像権は岡山県しんきん合同ビジネス交流会実行委員会に帰属するものといたします。

## ■ 法的保護など

本交流会におけるアイデアの模倣および商談などに関するトラブルには、主催者は一切の責任を負いません。出展内容は、一般公開となりますので、特別なノウハウなどについての知的財産権の保護などは出展者の責任において対応してください。

## ■ 個人情報の取り扱いについて

出展者は企業概要票として提供した情報が「岡山県しんきん合同ビジネス交流会」の運営資料および参加企業など相互間のビジネスマッチングに係る情報開示資料として利用されることに同意するものとします。なお、主催者は企業概要票の情報について運営、ビジネスマッチングとは無関係な第三者に対して譲渡、転売、漏洩などの行為は一切いたしません。

## ■ 交流会の中止・中断

天災その他の不可効力によって本交流会が開催不能または継続困難となった場合、主催者の決定により開催を中止または中断することがあります。この場合、主催者は支払うべき経費を支払った後、残金があった場合には、出展者が既に支払った出展料に応じて残金を出展者に払い戻します。ただし、中止・中断によって生じた一切の損害については責任を負わないものとします。

## ■ 規約の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規約を遵守することに同意するものとします。万が一規約に違反した場合には理由の如何に関わらず、出展をお断りする場合があります。この際生ずる損害などに対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

以 上